令和３年第２回（定例会）吉備中央町議会会議録（３日目）

１．令和３年６月１７日　　午前　９時３０分　開議

２．令和３年６月１７日　　午後　１時５５分　閉議

３．会議の区別　　　　　　定例会

４．会議の場所　　　　　　吉備中央町議会議場

５．出席議員

１番	成田賢一	２番	山本洋平
３番	石井壽富	４番	渡邊順子
５番	山崎　誠	６番	加藤高志
７番	河上真智子	８番	黒田員米
９番	日名義人	１０番	丸山節夫
１１番	西山宗弘	１２番	難波武志

６．欠席議員

なし

７．会議録署名議員

６番	加藤高志	７番	河上真智子

８．議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀　恵子

９．説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田　清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	冨士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	髙見知之
水道課長	髙森　学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

１０．議事日程

日程第１　　　　　　　会議録署名議員の指名について

日程第２　　　　　　　一般質問

１１．会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前　９時３０分　　開　議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（難波武志君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、６番、加藤高志君、７番、河上真智子君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（難波武志君）

日程第２、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも３０分以内とします。残り時間は３分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

ただいま議長より指名を受けました１番、成田賢一です。

まず、皆様、心の中で少し思い出してみてください。今朝の朝食、どなたと何を食べましたでしょうか。昨夜、夕食をどなたとどこで、そしてどんな話をしながら食べましたでしょうか。御家族と食べた方、お友達と食べた方、１人で食べた方、皆様それぞれの状況でそれぞれの場所で食事を取られたことと思います。

少し昔を思い出してみてください。お子様がいらっしゃる方、お盆、年末年始、そして同窓会、結婚式、そういったところで思い出すのは、やはりおいしい食事をみんなで笑顔を浮かべながら食べる、そういった時間ではないかと思います。

私、移動販売を８年しております。毎週必ずリンゴを買うお客様がいらっしゃいます。もう今はお亡くなりになった御主人のためにお仏壇にお供えをする、そのために購入しているんです。食品というものは、その一つを通じて人と人の絆、そして家族の在り方、そ

ういったものを見詰められる、そして感じられるものではないかと私は思っています。

食は生活を支える、人を支える、命を支えるものです。そのようなことを考えたとき、私たちにとって食べ物が手に入る環境、つまり買物ができる環境は本当にかけがえのないものであります。この町の買物ができる環境、それはどのように変遷し、現在に至るのか。例えば一昔前、吉川地区なら吉川銀座、下土井地区なら下土井銀座と呼ばれる地区がそれぞれありました。私はそんな話を聞きながら、いろいろな思いを巡らせています。

今回の一般質問では、この吉備中央町の政治がここ９年間買物環境について何を実行してきたか、そしてこれから何に取り組んでいくのか、そういったことを尋ねます。

平成２９年度に町が作成しました買物環境整備計画書、その初めの部分でこういった言葉を町長は述べられております。町民皆様の最も満足度が低く、そして今後のまちづくりにおいて最も重要と言われる買物環境整備と。この計画書によりますと、町民の４３．６％、人口では５，１６９人が買物弱者だと推計されています。

では、質問いたします。

平成２４年１０月新町長として山本町長が就任以来９年が経過しようとしています。就任から現在までのこの９年間の町の買物環境に関する町長の見解を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、１番、成田議員の町の買物環境に対する私の見解を述べさせていただきます。

町民が安心して暮らせる環境をつくるためには、やはり買物環境の整備は大変重要であると考えております。町民の多くが買物環境に対して不満を感じている、あるいは強い要望があるということは認識しているところでございます。

買物環境につきましては様々なものがございます。それぞれの地域で生活必要品が何となくその程度のものは買えるというような地域のお店、または町内全域をカバーして、そこに行けばおおむね希望するものが全て買えるというような大きなお店、または店舗に行かなくても通信販売やネット販売というようなこともあります。そうして、今成田議員が大変頑張っていただいております移動販売というような様々な環境がございます。その環

境を町内業者の方々の維持発展とともに進めていくことが重要だろうと認識をしております。これまで数社の大きな企業のお店に足を運ばさせていただきました。なかなかいろんな吉備中央町の利点、また要望もお伝えしたところでございますが、やはり企業でございます。ビジネス的にいろいろと集客率、人口規模等を言われて、なかなか誘致までに至っていないのが現状でございます。

そうした中、新山地区の取組につきましては皆さん御存じのとおりでございます。地域が一体となって何とかしようという思いから、買物環境の整備として新山ほほえみ笑店が開店をいたしました。あわせて、山の学校、無償送迎サービスといった取組も行っていただいております。町としては、ぜひこの地域地域のところにはこの新山モデルというものを広めていっていただきたいという思いがございます。また、このたび吉備高原地域におきましても、公民館と協力をいたしまして買物支援の組織を立ち上げるように今検討をして、協議をしているところでございます。

今後も引き続き、多くの方が望まれてる全てが完結するような商業施設、これにつきましてもくじけることなく足を運び、その思いを伝えていこうと思います。そして、地域を支えている既存の小売店にもしっかりと継続していただく必要がございます。そちらにつきましてもやはり町の商工会等々としっかりとタッグを組んで、多くの様々な買物環境の充実を今後も図っていきたいと強く願っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

それぞれの地域で新山ほほえみ笑店のような小さな拠点づくりがこの吉備中央町の買物環境の整備の一つの大きな柱になるということです。各地域においてもそれぞれの動きがあって、それぞれのニーズ、必要なことが出てくると思います。平成２９年に買物環境整備計画書が策定されました。

では、お尋ねします。

これからもこの買物環境整備計画書にのっとってといいますか、これを大切にしてこれからも実行していくんでしょうか、答弁お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

〇企画課長（片岡昭彦君）

１番、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

この買物整備計画に基づいて実行していくかというふうな御質問でございます。この計画につきましては、買物支援対策といたしまして３段階の方向性と具体的な施策のほうをまとめているものであります。まず、第１段階として各家庭への商品を届ける仕組みの構築、第２段階として運転免許を持たない高齢者等のために移動手段を提供する。第３段階として町の活性化、にぎわいの拠点として店をつくるというふうに３段階と、併せまして各段階において既存小売店の支援を行うとありますが、優先順位を今後見極めながら必要な調査や検証を行いまして、今後とも実施していくと思っております。

〇議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

〇１番（成田賢一君）

これは平成２９年度に策定された買物環境整備計画書なんですけれど、今後も見極めながら実行していくということであれば、平成２９年度から今令和３年度ですので、すみません、これ単純に聞きたいんですけど、いつになったら何を見極めてやっていくんでしょうか。というのが、平成２９年度に作成されたのであれば、年度ごとに何か実行していくとか、実験していくっていうことが必要なんじゃないかとは思うんですけれど、そのあたり答弁お願いします。

〇議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

〇企画課長（片岡昭彦君）

おっしゃられるように２９年度に作成してから、はやもう数年たっております。その間に研究部会等も設けましていろいろ検討も重ねていったんですけど、なかなかこれといった改善策も見つからず、現在に至っているとこであります。先ほど町長も申されましたように、商店の誘致等々もしてはいるんですけど、なかなか結果的につながってないのが現在につながってる状況です。

〇議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

買物環境の研究部会等も行っていて、これといって改善策がないっていうのは非常に残念というか、寂しい思いでいっぱいでございます。買物環境を考えるに当たって会議を重ねていって、その中の発言一つ一つを精査しながら一つ一つ調査していき、研究していくということがまた一つ何か実行できる一つの足がかり、きっかけになるんじゃないかと私は思うんです。

平成２８年５月１０日から平成３０年１０月４日まで、この町の買物環境の整備などに関する会議録、約１２回分を私頂きまして、読みました。平成３０年１０月４日、第２回買物環境整備計画研究部会において最後にこういう文章があります。地域の商工会事業者の思い、要望を聞き、どんな支援が必要か、何を望んでいるか等お聞きした結果を第３回について年内に協議を行いたいと、このように書いてありました。しかし、現実、この会議以降、この町の買物環境整備について会議は一度も行われていません。なぜこの会議は急に終わり、現在までの約３年間買物環境整備に関する会議を行っていないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

この買物環境整備計画に基づきまして商品を届ける、あるいは移動手段を提供するにつきまして、買物代行サービスの組織化であったり小売店舗への送迎サービスについて商工会あるいは商工事業者、社会福祉協議会、行政等で研究のほうを先ほど申された研究会のほうで進めてきたところではありますけど、人的にも採算的にもなかなか難しいという意見もありまして、結果的に実効性のある方策のほうが見つかっておらず、現在に至っている状況であります。

先ほど申されたように、次の事業者の方の御意見を聞いてというふうなことで第２回のほうは終わっていたんですけど、商工会等とも協議を重ねていく中でなかなか会議のほうもそこで終わってしまったのが現実であります。引き続き関係機関と効果的な取組につきましても情報収集に努めていきたいと思っておるとこであります。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

会議が行われないと、買物環境整備に関しての町としての指針であるとかこれからの取組っていうものがなかなか商工事業者であるとか町民の方と共有できないんじゃないかなと私は一人の町民として思うんですけれど、なぜこの会議に少し言ってるかと申しますと、平成２８年、そして平成２９年の買物環境を考える会の会議においてこういう発言がありました。ドローンで商品配達をしたらどうだろうかと、そしてケーブルテレビのデータ放送を利用して御自宅で買物ができる仕組みがあるんだと、そういう発言がありました。この発言、これは私は提案というか一つの夢だと思うんです。この夢や希望が満ちあふれてる一つの提案だと思うんですけれど、町としてこれは調査とかそういったものをどういうことなんかなということを研究は行ってきたんでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

ドローンを活用した商品配達につきましては、県内でも実証実験を行っている自治体もあります。実際に視察のほうに行かせていただきまして、その実証事業の配送状況のほうも見させていただきました。それぞれ各自治体によりまして状況のほうは異なるとは思いますけど、一つの提案として今スーパーシティー構想の中におきましてはドローンを活用した事業提案のほうをしております。この提案につきましても提案事業者とも今後どのようにしたらうまく配達ができるとかというふうなことも踏まえた研究のほうをしていきたいというふうに思っておるとこであります。

また、もう一つのケーブルテレビのデータ放送を利用しての買物支援でございます。当時、その取組をしているところの事業者のほうからお話を聞きまして、内容のほうを研究したとこでございますが、その中で高齢者による操作方法、あるいは拠点の販売事業者をどうするかなど、町に当てはめたところ、その当時取組のほうは難しいかなというふうに感じた経緯もあります。

しかしながら、どちらの取組につきましても、商品を届ける手法として効果的な取組であるとは感じております。しかし、多くの課題や研究等がありまして、その辺を調べていく必要はあると思います。当時より今の状況はいろんな先進技術のほうも普及して進んできておりますので、今後もまた調査のほうを進めて、町が進めていけるような形で検討し

てまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

　一般質問の途中ですが、ただいまから１０時５分まで休憩します。

午前　９時４９分　　休　憩

午前１０時０５分　　再　開

○議長（難波武志君）

　休憩前に引き続き会議を開きます。

　成田賢一君の一般質問を続けます。

　１番、成田賢一君の発言を許します。

○１番（成田賢一君）

　先ほどドローンが実際に飛んでいるところを見に行ったということですけれども、いつ頃行かれましたでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

　答弁を許します。

　片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

　はい。ドローンを見に行かせていただいたのは、２年ほど前だと記憶しております。

○議長（難波武志君）

　１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

　はい。２年前ということは、いま令和３年度ですので、令和元年度に行かれたということでいいですか。

○議長（難波武志君）

　答弁を許します。

　片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

　そのとおりです。

○議長（難波武志君）

　１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

平成２８年の会議でドローンの配達はどうかと提案があって、それから約３年後の令和元年に視察をしたということは、３年間のタイムラグがあると。私、この会議の発言っていうものをすぐにこう真剣に考えて、みんなで夢を共有し合って、考え抜くということが非常に大切ではないかと思っているんですね。なぜ、これ平成２８年とか時間にこだわっているかと言いますと、日本のある自治体が同じ時期です。平成２８年にドローンで商品を配達する。そして、ケーブルテレビでお買い物ができるという取り組みについて協議会を設立した自治体があるんです。その自治体は平成３０年から実証実験を開始して令和２年８月から本格運用を開始したという自治体があるんですね。これ、長野県の伊那市というところでこの取り組みがスタートしました。

吉備中央町においても平成２８年にドローンによる配送どうだろうかと。平成２９年にケーブルテレビによるお買いものどうだろうか。そういう発言があったのであれば、この時期にもし、考えて、本気で考えていたら、もしかしたらこの令和３年度、この吉備中央町の買い物環境の状況が少しでも変わっていた可能性があるな。私、その事実を見ると思いました。非常にもったいない、悔しい思いでいっぱいです。やはり、会議における発言というものを大切にして、その会議というものを継続していくということが買い物環境その他の会議もそうですけれども、その歴史をつないでいく皆さんの発言、思いがつながっていって、この町の町づくりに関っていくんじゃないかなと私はそのように思います。

長野県伊那市で行われているこのサービス、どういったものか。支え合い買い物サービスと言われるものです。利用者は午前中に自宅のケーブルテレビのリモコンでテレビに映る商品を注文します。すると、その日のうち夕方には自分のお客様の御自宅に商品が届くという仕組みです。その商品、地元のスーパー小売店がケーブルテレビに出品者として登録しています。この町内、その地域内で経済が回ります。そして、その商品が、伊那市の活動ではドローンで地域の最寄りの公民館まで運ばれて、そして公民館に取りに来られる方は公民館に商品を取りに行く。取りに来られないことに対しては地域のボランティアが注文した方の御自宅に持っていくという取り組みです。こちら見守りという要素も兼ねてあります。福祉の面でもいい効果があります。これ、伊那市全てで、全ての地域で行っているのかといえば、そうではありません。高齢者世帯、特に御高齢の方々が多い地域で活動を開始しました。高齢化率４５％の伊那市の地域で取り組みが開始されたんです。

吉備中央町、いま町内で高齢化率が４２．５％と高齢化率が高いという点でも非常に似ている。そして、ケーブルテレビの整備についても非常に似ているということもありま

す。そして、先ほど答弁でありましたスーパーシティ構想ということでドローンの配達ということも、一つの目標として盛り込んでおりますよね。あるなら、ここで提案したいんですが、このドローンによる配送。そしてケーブルテレビ網を利用した買い物ができる取り組みを今後本気でしっかりと研究していただきたいと思うんです。

どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

ドローンの搬送のことは、かねがねからそういう提案もありまして、私も思ってました。ただ、それをするためには、今伊那市のことを言われましたけど、伊那市の実態をもっと研究してみないと分かりませんが、公道の上は通れないとか人の民家の上は通れないとか、そういう規制があるんです。その規制を取るのが今のスーパーシティー構想なんです。そして、私は拠点の店舗が要るからいろんなところへそれも踏まえてその拠点をつくるために今苦心をしてるわけなんですけど、なかなか難しいと。しかし、それができなかっても今のお店に協力をしていただいて、そういうことをぜひスーパーシティー構想の中でまずは地域は限定されるんですけど、そうしないと全てのところへ行くというのは今の段階では規制があって駄目です。ですから、あるブロックで実証実験をして、それからぜひ町内へ言われるとおり本当に広めていけば、大変いい施策になると、町民の方も喜ぶんじゃないかなという思いで、強く同じように思っています。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

ドローンによる配送、規制があって非常に難しいという部分があると思うんですけれど、では私はまた１つ提案いたします。

町内巡回バスによる商品の配送も考えてみてはどうかと、これは平成２９年に国土交通省が過疎地などで貨客混載を解禁したという事実、この過疎地に吉備中央町も含まれるということを総務課に確認しました。どういうことかというと、荷物と人が同時に輸送できるという取組です。それが可能になったということです。例えば地名でいいますと大和地区の方がケーブルテレビで商品を購入したと、そしたら町内で巡回バスが回っていると。上竹に着いたら上竹地区にある小売店からその商品がバスに乗り込まれて、そしてまた巡

回バスですので、いろんな利用者が乗っていると。その中で大和公民館に着いたら、その商品が降りて、そしてその商品を地域のボランティアがそれを注文したお客様の宅へ持っていくという取組もまたひとつ考えていただけたらと思います。

今現在、総務課が昨日答弁でもありましたように町内巡回バスのルートを作成しているという答弁がありました。一つの事業が、例えば町内の巡回バスがただ人を運ぶということではなくて、そこには商品も運んで買物支援にもなる、そしてそれが公民館に着いて、それが地元のボランティアが食品を持っていけば見守りの要素も兼ねると、一つの事業が一石二鳥、一石三鳥という形で広がっていく可能性がありますので、こういったことも踏まえてぜひ巡回バスのルートを考えていただきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○町長（山本雅則君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

大変ありがたい、本当に現実味がある提案だと思います。そのためには巡回バスそのものが実現しないと何もできません。いろいろとこれ御存じのとおりハードルがございます。交通会議もありますし、それから交通業者の方の御理解もいただかないとできませんし、その辺を丁寧に説明して、ぜひ巡回バスを秋口にはやりたいと思います。そのときに今のようなことも、すぐにはなかなか難しいと思いますが、ぜひ検討して地域の商店の方にも協力していただいて、本当にできたらすばらしい活用だと思います。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

まずは皆さんの執行部のテーブルにこの議題が乗って、皆さんで考えていただいて、本当に実現していけば一人でも多くの町民の方の生活サービス、福祉の面においても向上するということがあります。そして、私、いろんな方と話をしていると、特に６５歳から７５歳ぐらいの年代の方々に言われるのが、今はいいけれども年を取ったときに買物がどうなるかが不安だという声です。そして、御夫婦で生活していたらいいけれども、もし御主人が先に亡くなったら、私は１人で買物に行ってするのかなと、そういう不安を抱えてる方もいらっしゃいますので、ぜひそういったところも踏まえた上で前向きに進めていた

だけたらと思います。

今年度からまちづくり、この吉備中央町の５年間に係る総合計画において基本目標３、生活しやすい安全な町、地域生活環境整備について買物環境の整備、そして生活サービスの確保と、２つの柱に分けられています。

お尋ねします。

それぞれの分野で研究していること、先ほども小さな拠点づくりという答弁がありましたけれども、もう一度また教えていただけたらと思います。今やっていること、そしてこれから何をやろうとしているか、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

今年度から後期計画として行っております町の総合計画におきまして、買物環境対策でございます。空き家店舗の有効活用や買物代行サービス、宅配サービスなど買物環境の利便性向上のため、それに対する対策につきまして研究をしていくこととしております。また、現在進めておりますスーパーシティー構想におきましても、先端的サービス、先ほど言いましたドローンであるとか、そういうなものを活用いたしまして、新しい形での買物環境の在り方などを掲げてはおりますが、現時点では具体的なところは何もありませんが、引き続き今後の研究課題として先ほど提案いただきましたようなことも視野に入れながら進めていきたいと思っておるとこであります。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

この生活サービスの確保についてはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

生活サービスの確保についてでございますが、小さな拠点づくりを進めていくためには住民の推進体制の構築等が不可欠であると思います。それぞれ各地域で地域住民が自ら地域を支える地域運営組織などを立ち上げる必要があるかというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

地域住民主体の地域づくり、小さな拠点づくりということでございますけれども、先ほどもありました新山の取組というのは町として一つの大きな買物環境の整備ということにおいて成功事例だというふうに私は受け止めております。町長もそういう内容で答弁されたんだと思うんですけれども、であるなら、この新山が取り組んでいらっしゃる小さな拠点づくりについて、今まで町民の方々にどういった形で広報をしてきたか、つまり町民の方々がそれぞれの地域でその地域を守りたい、その地域を何か発展させていきたいと考えたときに、町としてこういうことをやってますよということを伝えていかないといけないと思うんですけれども、今までの広報の仕方というものがあれば答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

新山地区の取組につきましては、大変地域が主体となって行っていただいておるものであります。その取組につきましてほかの地域におきまして取組が進めれるように、この春の自治組織の代表者会議におきましても町の取組として行っておるというふうなことも行っておるとこであります。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

私、小さな拠点づくりを推進するということを総合計画で書かれていますんで、これはもう本当にいいことだなと思っていたんですけれど、それを形にするためには政治は枠組みをつくらないといけないと思います。条例、補助金交付規則の例規集をずっと読んでいったんですけれども、どうしても小さな拠点づくりの推進に関してのことがなかったと。ですので、提案させていただきたいんですけれども、総合計画に小さな拠点づくりを推進すると書いておりますし、先ほど町長の答弁でも買物環境の整備について新山の取組は一つの取組成功事例であるんじゃないかということであれば、地域住民自らが地域を支える活動、そういったものを推進することも町として取り組んでいただきたいということを明

記したり、それは自らが助ける自助、共助、そして自主防災の観点からも非常に重要なんだということを明記していただきたい。つまり、そういったことを踏まえた条例であるとか、この小さな拠点を整備するためには町はこういった補助金を出しますという補助金交付規則とか、そういったものをきちんとつくって枠組みをつくっていただきたいと、そのように捉えております。

では、お尋ねします。

条例等の制定によって地域住民の皆様の自治意識が高まる、そして住民活動がより活性化すると、そういったことも期待できると思います。この条例もしくは補助金交付規則等をきちんと作成してはいただけないでしょうか、答弁をお願いします。

〇議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

〇企画課長（片岡昭彦君）

今成田議員がおっしゃられますように、そういうような形で住民の意識が高まればそういうな拠点づくりの推進につながっていこうかなと思います。地域によっていろいろな取組や活動内容も当然異なってくるということが考えられます。まずは住民の意識の盛り上げ、あるいは盛り上げたその後の立ち上げにつきましての支援等につきましては町も行いますが、県におきましても支援制度等がありますので、そこらを活用した支援を行うのを中心といたしまして各地域への推進を行っていければと思っております。町からの支援につきましては、先ほど提案がありましたような補助金交付等の制度化なども含めまして状況を見ながら鑑みながら検討してまいりたいと思っておるとこであります。

〇議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

〇１番（成田賢一君）

総合計画並びに総合戦略ですか、そちらで吉備中央町の小さな拠点づくり、令和２年度から５年間の間に町内で３か所という目標があったと思いますので、その目標に向かってまた突き進むためにも、それがこの吉備中央町の生活の基盤の一つのセーフティーネットになるということを踏まえた上で、ぜひ条例であるとか補助金交付規則、その形をつくるということをまず考えていただいて、前向きに捉えていただいてやっていただけたらと思います。

この小さな拠点整備事業については、今年度も予算がついて、今年で３年目の事業が行われています。先ほど答弁にありました買物環境の整備につきましては、現在のところもいろいろな対策も含めて研究を行っているという答弁がございましたが、私その過去平成２５年から予算書、そして決算、そして監査報告書、様々なものを見ながらその当時担当課であった協働推進課であったり企画課であったり、各年度どういった事業が買物環境の整備について行われてきたかということを調べてまいりました。すると、平成２９年度から令和３年度について、この買物環境の整備、そして改善のための予算、そして実績がないんです。町としてなかなか動いていないというか、予算が０っていうのははっきり言って私はこの分野について愛情が感じられないなというか、非常に残念に思ってるところであります。

予算が０で研究をしていて、表に出ない部分があるのかもしれませんけれども、町民の方の買物環境に対する意識、満足度がみんな満足してるんですよと、年々上がっているのであれば、その状態でいいと思います。しかし、実際はどうかというと、平成２８年の町民アンケート、５７％の方がこの町内の買物環境に不便を感じていると。じゃあ、令和２年度どうなったかというと、昨年７０％の町民が買物環境に不満を感じているというふうに回答しているんです。つまり、平成２９年から予算が０になっている部分、そして一方で吉備中央町町民の方々の買物環境に対する不満度は上がっているという部分、これが現実だと思うんですが、町長、この現実について今どのように捉えておりますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

なかなか不満度が軽減するような現状にはなってないというのは認識しております。ただ、予算につきましてはいつ何どきそのような、やろうかというようなことが起こっても備えができるだけの予算を組もうと思って予算は組んでます。ですから、その予算に対して厳しいとかというんじゃなくて、より使ってほしいという意味で予定もまだ定かでないものを予算を組んでるぐらいな思いです、予算は。

もう一つは、小さな拠点で新山笑店のような店ができました。それが継続するためには、地域力なくして本当に継続しないと改めて思いました。損得勘定なしにこの地域のた

めに自らで店をつくろうという思いがなければ、なかなか継続しません。ですから、町が一方的に店をつくってくださいと一方的にできても、それは継続しません。やはり継続する形のものをじわじわと必要性と地域力を守り立てて、それからつくっていかないとなかなか継続しないと実感はしております。ですから、焦りますけど焦り過ぎても難しいという思いです。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

すみません、私まだ１０月２４日から議員になって予算の捉え方ということが分からないんで、もう一度教えていただきたいんですけど、平成２９年から形上は０が続いてると。何か研究とか実証実験とかするためには予算が必要だと思うんですけど、そういう捉え方で合ってるんですか。でも何かあったときのために予算を、すみません、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

緊急費的なものはあらかじめつくります。じゃあ、私が言うのはじゃなくて、何かその地域で店をつくろうと、そのために何か必要だというものについては惜しむことなく、まずは幾らか若干でも手つけで予算をつけるとか、もし何かあったらすぐ補正で対応するぐらいな思いです。ですから、もったいないからとか不必要なから予算をつけないという思いは全くございません。ぜひ各地域でもう本当に小っちゃくても何でもええです、店をつくってほしいという気持ちがございますので、それに対しては本当に、あり余るような財政ではございませんが、優先的に予算はつけていこうと思ってます。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

その小さな拠点づくりについては分かるんですけど、もう一個の買物環境の整備については予算が０だったということなんです。それについてはどうなんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員が言われたのは、買物環境組織の会の予算ですか、その予算ですか、私もすぐ切った。ただ、ここで言うのは何かことを起こす、地域の方がもし何かやろうと思ったときには、それはもう惜しむものではないということだけ言わせていただきます。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

私が、すみません質問したのは、総合計画で２本の柱があると、１つが小さな拠点整備だと、そしてもう一つが買物環境の整備なんです。その一つの小さな拠点づくりを推進するということに関しては今年度も予算が出てると、一方で買物環境の整備ということに関しては、先ほど平成２９年からというか研究を重ねてるということだったんですけど、そちらの分野についてもしっかり予算をつくって、こちらの分野はこちらの分野で考えていただきたいなと思っているんです。なんで、そういうことなんですけど。

買物環境整備計画書の中で平成２６年商業コンセンサスによると、本来町内で消費されるべきだったけれども、町外で使われた金額というものが推計で出ております。それが６０億円という数字です。私、この６０億円のうちの何%かをいかに町内で消費していただくか、そういったことを考えたときもひとつこの町内の買物環境の整備の改善に非常に役立つ、大きな課題ではありますが、チャンスだと捉えています。町内流出額６０億円のうち、例えば１０％、６億円が町内で消費されれば６億円の経済効果が町内であると。６０億円の５％、３億円が町内で消費されれば３億円の経済効果、つまり町内の小売事業者の売上げが上がるということになります。年間３億円の経済効果というと難しいかもしれませんが、町民１人当たりで計算すると大体年間約３万円程度です。つまり、この年間約３万円程度を今まで町外で使っていたけども町内で使おうと、そういった取組、仕組みにしていくことがまた一つ重要じゃないかと思っております。行政としてできる部分と、そこは踏み込めない部分があると思うんですけれども、私が言いたいのは年間約３万円、１週間当たりでいうと５５６円です。この数字を行政と商工会と事業者と町民の方々みんなで共有し合って、じゃあみんなでこの金額をどうやったら達成できるんかなと、そういったことが大切じゃないかなというふうに思っております。

じゃあ、どういった形でやればそういう効果が出てくるのかというと、例えば昨年行われましたベリーぐっどカード、町民の方々に１人当たり１万円が電子マネーで入りました。これ、昨年約１億５００万円の経済効果がありました。平成２７年のプレミアム商品券では約１億７，０００万円の経済効果があったと、つまり町内で皆さん消費してくださったということが事実であります。スーパーシティー構想における地域ポイント運用サービス、こちら運用費用が１年当たり２，０００万円、構築費用は１億６，０００万円かかると概算で出ています。私、ここに疑問を持ちました。果たして本当にこのスーパーシティーで地域ポイントをつくる必要があるのかなと。つまり、今現在へそっぴーポイント、そしてベリーぐっどカードがあるのであれば、それを有効に活用して地域ポイントサービスがさらに充実するんじゃないか、それが有効に活用できれば予算の低減にもつながるんじゃないかということです。例えば今年度から保健課が実施していますがん検診新規事業、これはがん検診を受ける方々、町民の方々大体１２．８％で、国は５０％を目指しています。じゃあ、この数字１２．８％を上げるためにということでインセンティブをつけると、つまり検診を受ける方がベリーぐっどカードを持っていけば、それで１００ポイントも入るという事業です。こちら、もちろん健康を知られるきっかけにもなる、ポイントがもらえて地域でも使える、非常にすばらしい事業だなと私実感しています。そして、へそっぴーポイントについては健康教室、講演会、ハイキング、スポーツ大会、図書館でのイベント、そして公民館での公開講座、そういったところに行くと１ポイントずつポイントがもらえて、それが商品券であるとかへそっぴーの縫いぐるみであるとか、非常に皆さん喜ばれているということをお聞きしています。

町として、例えばこのベリーぐっどカードやへそっぴーポイントをもう一つのポイントにしてやってしまうとどういうことがあるかというと、町としては町民の方々の健康増進、生涯学習への参加を促すことができる、そして何より生き生きした町民の方が増えると、ポイントを集める方はポイントを集めるのが大好きですから、そういった方がどんどんどんどん町内でいろんな動きをする、非常にいいと思います。そして、町民の方々にとってはたまったポイント、むしろたまるためにそこに行くんで、そこで出会った方と知り合いになれる、友達が増える、ポイントが増えてお買物ができる、そして町内の商工事業者にとっては売上げが上がると、つまり全てがいい取組だと思うんです。

この予算について考えてみました。保健課の今年度の事業、こちら対象人数６，１３２人に対し１００ポイントずつ付与するとして機器使用料を含めて年間６４万

２，９２０円です。これを福祉課、子育て推進課、協働推進課、教育委員会、公民館等に広げていったとしても、単純に私ぱっと思うんですが、スーパーシティー構想における地域ポイント運用構築費１億６，０００万円、年間当たり２，０００万円と比べたらその予算が抑えられるんじゃないかというふうに考えます。予算が抑えられたその予算をまた住民サービスに使えるということも含めて、私提案いたします。

　買物環境の整備について町内においてスーパーシティー構想の中で地域ポイントというものが上げられています。想定される規制改革事項という欄がスーパーシティー構想である、これは規制を緩和するということですけれども、この地域ポイントについては今現在想定されている規制緩和事項はないんです。つまり、今すぐにでも実行できるということなんです。であれば、先ほど私がお伝えしましたような地域ポイントをベリーぐっどカード等も含めたポイント制度としてしっかりと活用する、つまりは今現在保健課がしてる取組を広げてみると、それをまず実証実験でやってみるというところから始めれば予算も抑えられるし、また今あるものを有効活用できるというふうに考えるんですが、どうでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

　答弁を許します。

　片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

　今の地域ポイントのお話でございます。スーパーシティー構想における地域ポイントにつきましては、そのような形での計画のほうを今提案として行っております。ただ、おっしゃられるようにこの地域ポイントにつきましては特段の規制改革を伴うものではございません。したがいまして、町内で先ほど申されたように商工会が取り扱っていますベリーぐっどカード、あるいは各店舗が独自で行っているポイントカード、様々なものがあると思います。それと、町のほうも取り組んでおるへそっぴーポイント、そこらも踏まえまして地域ポイントとの連携をどう捉えていくかにもよるんですけど、今後の研究が必要になってくるとは思います。

　提案のように町内全域で地域の経済活動に利用できる仕組みづくりとなれば地域経済の活性化にもつながるとは思っております。商工会等関係団体と研究を行ってまいりたいとは思っております。

　以上です。

○議長（難波武志君）

１番、成田賢一君。

○１番（成田賢一君）

平成２５年から買物環境支援モデル事業ということで町が買物支援について開始して現在に至ると。町民の方の買物環境に対する不満度は高まってるという現状、そして総合計画においてはその５年間の間に不満度を４０％まで下げたいということが書かれてるわけですから、それに対して実行していくためにはスピード感を持って少しずつでもやっていただけたらというふうに心から願います。

もしもスピード感はどうやったらいいのかなと思うのであれば、現実に独り暮らしの方、御高齢の方、買物に困ってる方、この町内にいらっしゃいますので、とにかく現場に出ていただいて、そういった方の声を一つ一つ拾い上げていただけたらというふうに思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

資料配付のため、暫時休憩します。

午前１０時３９分　　休　憩

午前１０時４０分　　再　開

「資料を議場に掲示及び議席へ配付」

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許します。

６番、加藤高志君。

○６番（加藤高志君）

６番、加藤、質問をさせていただきます。

毎度、前話からさせていただきますが、最近子育て、これを通じまして吉備中央町のすばらしい環境、これを生活を通した上で実感をしております。偽りのない実感であります。私の町内でありますけれども、尊敬する方の一人で、その方のお言葉を一部お借りをしながらお話をさせていただきます。

教育関連のことなんですが、民間教育、民間というのは当然町内の住民の方々を含めた

という取り方で御理解いただきたいんですけれども、民間教育掛ける産業界掛ける学校という考えの下に、教育に地域学といいましょうか、吉備中央町学、これを加えると、中心の産業事業でもあります農業、これはピオーネ、米、ブルーベリー等々いっぱいあります。そして歴史、それから人物、人物といえばもう言わずとしれました岡崎嘉平太さん、それから重森三玲先生、それから片山氏と、その他にもいっぱい地域出身の方々、人物がおられます。そして、何よりも自然、スーパーシティー構想でも区別化した地域として地震に強い活断層のない３，６００万年以前からの大陸塊でできておると、そういった地質学も含んだ自然です、それから国際化、その他もろもろ、いっぱいあります。こういった身近な環境が世界につながっていくんだということを学べます。

学校教育が、これはちょっと不謹慎な言い方に聞こえるかもしれませんが、学習指導要領に基づいた単なる教育カリキュラムの消化ではなくて、これが世界につながっていくんだと、実は生きるための実学であると、そういったところに誘導すれば、学校の中で教えられてるから知りたい、いやいやもっと調べたいと、こういった形につながるのではないかと私は確信をしております。そういう意味では、この吉備中央町はもう全ての先生、それから全ての学科、そしてテキスト、教範、資料、これはもうそこらじゅうに無限に転がっている吉備中央町なんだと、いやすばらしい環境だなと本当に改めて子育てを通じて感じてる日々が続いております。本当に移住させていただいてよかったなと心より感じておる次第でもあります。

さて、質問に入りますけれども、最初は小学校等の適正配置についてでございます。御承知のとおり今月３日、６月３日内閣の諮問機関でもあります教育再生実行会議、ここから第１２次提言がなされました。これは言うまでもなく子供たちの育ちを社会全体で支える取組、これを提唱されている内容になっております。そんな中、この当吉備中央町でも今小学校等の適正配置について魅力ある学校・園を考える会で検討中でありますが、残念ながらこのやむないコロナ禍の対応もあり、進捗に陰りを感じているところでもあります。この教育再生実行会議で提唱されました子供たちの育ちを社会全体で支える取組、この社会全体で支える取組というのが以下の全ての全質問でのキーワードであることをあらかじめ御承知くださいませ。

そこで、１つ目の御質問をさせていただきます。

町としての指針ということで、検討会、これは魅力ある学校・園を考える会での検討です、この検討会において魅力が具体化すればおのずと新校の数、あるいは場所、これが明

確になるとされて、現在魅力とは何ぞやについて、そこに特化をして検討してるような現状、これは言うまでもなく各学区の委員、これの意見を重視するというその企図は非常に理解はできるんですけれども、どうか執行側からの考えであるとか指針について付与する等、ある程度導く検討となるように誘導あるいは考慮いただけないのかというところを先に質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

６番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

町としての指針についてでありますが、小学校の適正配置については吉備中央町立小学校等の適正配置に関する検討委員会の答申書が令和２年３月に提出をされ、令和７年度までに３校以下に再編統合すると示されたところです。その後、協議の場を委員おっしゃるとおり魅力ある学校・園を考える会に移し、令和３年１月から各小学校の保護者代表、地域づくり団体代表などの皆様に御参加いただき、協議を進めているところであります。現在までのところ、３回の会議と１回の先進地視察を行いました。これまでの協議の中で、町の魅力を生かした学校づくり、単に教科の学習だけではなく、地域の専門家を含めた多様な方との協働の中での学びとなるような学校づくりなどの御意見をいただいているところであります。

しかし、今年度に入っては、委員御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、現在のところ一時的に会議や視察を延期する状態となっています。今後は、これまで委員の方から御意見をいただいた内容を取りまとめながら、吉備中央町の子供たちのためにはどうするのが最もよいのかを第一に、町の魅力を生かした学校づくりを考えながら、ある程度これまでより一歩踏み込んだ形で教育委員会からもその方向性をお示しし、御提案をさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

６番、加藤高志君。

○６番（加藤高志君）

ありがとうございました。

今検討されてるという御答弁をいただきましたが、さきに御質問したとおりその中である程度時間軸を持つという観点でも、状況によっては今まさに個人的にはある程度ヒントを与えるというと横柄な言い方ですが、そういう時期なのかなというふうに個人的には思ってるんですが、何か目安というかたたき台であるとか、ベクトルについてヒントというか、それがいいか悪いか別として、何かがイメージできないと議論というのは往々にして停滞してしまうという特性を持ってますので、そこの部分のヒントを今だからこそ与えるべき適切な適時なんではないのかなと、それに対してどうお考えなのかということを御答弁いただきたかったところでありますけれども、それは結構です。

事前にお配りさせていただきましたこの資料、これははっきり誤解なきよう冒頭申し上げておきます。

これはあくまで決まり事ではありません。私ごときが勝手に主観として一保護者というレベルで１枚の紙に例えばの一つの例としてこういうのはどうかなと、ぜひこういったものを必要であれば適切な時期にポンと投げ出す形、提示をする形で、いやいやこの中にあるここは絶対無理だよ、ここは行けるかもとかということから整合性を図りつつ現実性を追求しながら本来着地するであろう検討のゴールに導いていけばと。要は紙ベースで言えばこういった青写真、これがもし根底に内々で、あるいは執行部の方々もそれぞれの立場で個人的なイメージがあるのであれば、それをある程度白紙的なスタートラインの資料だという位置づけでもって示すのもやぶさかではないんじゃないのかなと、逆に効果的なのではないのかなと、そういう１番目の質問については、そこの御答弁をいただきたかったということであります。それは結構です。

２つ目の御質問をさせていただきます。

今申し上げましたこの紙、これはもう見てのとおりです。くどいようですけども、これでお願いしますということじゃなくて、例えばの、これは集合体です、ここに合体してる部分があると。ほいで、向かって左側についてはいわゆる文科省所管の学校教育というくくり、そして右側についてはいわゆる経産省所管といいましょうか、民間教育、ここには住民も入ってると、吉備中央町の全住民が入ってるというような理解で学校教育、民間教育と。それで、その交わった部分に先ほど冒頭、前段でお話をさせてもらった吉備中央町学に基づいて、不謹慎な表現になりますが、教育の岩盤規制をある意味突破をさせていただきながら、吉備中央町にとって未来を担う子供たちにとって一番最良な最善な一番魅力のある学校をつくればいかがなものかなという思考過程のスタートラインの図だと御理解

ください。

２番目の質問で私が申し上げるのは、ここで言うところの民間教育のくくりになっております学童、今現在９か所程度各独自に学童が存在してると承知をしております。そこで、小学校等適正配置、統廃合です、これが完了後に現状単独運営の既学童が、よりここで言うところの最終的な新校、新しい学校に相乗できるよう学童の本部機能を新設をして、組織を新編、いわゆる一本化、ネットワーク、組織でつなげるということを考慮の必要があると思いますけども、検討いただけないかというのが２番目の質問であります。

補足させていただきますと、当然ここが何校になるのか、ここにも注釈を入れてありますけれども、決して１校になるというイメージ図ではなく、何校になったとしてもここからここ、学童であるのかアフタースクールというふうに表現すればいいのか別として、距離が発生します、１校でない限りという意味で。なので、ここにはここからここへ移行するための足が必須条件になると、それがスクールバスなのか、どういう形になるかは別として。そこで、この足、これは条件があるんですけれども、鳥取県内のある自治体でも取り組んでる地域ポイント還元制度の中で児童シェアカー事業というのがあります。これはいわゆる保護者の方々、もしくは免許証を返納してないんですけれどもまだ十分運転ができる、そして時間のいとまがある、結果それがここととかみ合うといった地域の方々の協力を得て最後の自宅付近までの足を網羅するといった事業もあります。そういったところを含めて、教育再生実行会議で提唱された子供たちの育ちを社会全体で支える取組の一つと鑑みても、こういった足、交通網というのを網羅しつつ、この学童というものを本教育に相乗できるよう一本化する余地はないのか、検討する余地はないのかというところを御質問させていただきます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

学童組織の新編につきましては、議員御指摘のとおり学校の統合に併せて学童組織の再編も協議が進められるものと考えているところでございます。今後、学校の魅力づくりや保護者の働きやすい環境などを勘案いたしまして、運営形態やバスの送迎などにつきましても議員御提案のことも含め今後研究をしていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

〇議長（難波武志君）

６番、加藤高志君。

〇６番（加藤高志君）

ありがとうございました。

そういったところで今さら言うまでもなく、今取り組んでいる適正配置、これの着地する様というのはもう未来をこれから背負っていく、バトンを渡す子供たちのためであります。何が一番いい形なのか、当然先ほどの質問で町長もおっしゃってたように、できることできないことがある中でもどこまでだったらできるのかと、こういった思考過程で一番いい形の適正配置に至れるように、諸所さらなる努力を注いでいただけたらというふうに感じております。よろしくお願いします。

続きまして、歴史民俗資料館内の文化財、これの整理についてでございます。今年度当初に県の教育庁文化財課、もちろんその際町の教委の方々にも来ていただいたんですが、吉川の歴史民俗資料館、これを視察いただきました。その際、展示物、言ってみれば保管したような状況になってるんで保管物というふうに言い換えてもいいぐらいなイメージを持っていただきたいんですが、展示物これの希少性かつ文化的価値を鑑みて県の教育庁文化財課の方の言葉をお借りすると、これはもう積極的に公開すべきという評価を改めて得ております。

なぜ改めて得てるという表現をさせていただいてるかというと、実は言うまでもなく２年ほど前に同じように県の同課のほうから来ていただいて、同じような視察をいただいて、そのときも町教委の方々にも同席していただいた視察をやった実績があります。そのときにも同じことを言われた。要は２年たって今も同じような状況で同じような評価を得てると、そういう御理解でいただきたいんですが、もとより言うまでもなく文化財というのは有形無形とも町民の財産です。もう一度言います、町民の財産です。ただ、この文化財という財産に限っては、保管じゃ財産にならないんです。見てもらって、もとより町民すら知らない文化財もあるのかもしれない、恐らくあるんだと思います。まずは吉備中央町民にあなた方の財産はこれですよということを周知、見てもらって、知ってもらって、町内外問わずです、それをやってこそ初めてこの文化財というものが価値が生起していくと、そういった代物なんです。したがって、吉川歴史民俗資料館のほかにもあと２か所ありますけれども、保管では駄目だということをまず踏まえていただきたい。

そこで、文化財の１つ目の質問をさせていただきます。

これもお手元に資料のほうを配らせていただいてるかと思いますけれども、まず資料に基づいて踏まえていただきたいのはここの部分です、文化財保護に関する最上位法がどうなっているのかというのをもう一度おさらい、再確認をする必要があります。読ませていただきます。

文化財が歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできない、そういったものである。かつ将来の文化向上発展の基礎である、それを認識し、その保存が適切に行われるよう周到な注意で、周到な注意で、この法律趣旨の徹底に努めなければならない、要は努力義務が課せられてる。

もう一度質問の骨子を振り返ってみます。この保存について、文化財そのものの延命につながる計画整備、この中に修繕整備も入ってるんでしょうけれども、計画整備は本当になされてるのかと。ここにある吉川歴史民俗資料館については、これが平成２６年当時のものです。ここに県の資料にも掲載されておりますけども、県内で最古の現代建築物です。これは公共施設において県内で最古の現存する現代建築物。この吉川歴史民俗資料館に至っては、バルコニー、玄関先です、ここが特徴的だとも記述されてます。その中のテラスが今現状朽ちてると、そういう意味です。計画的な整備を延命につながる、物には当然寿命があるでしょうから、物ある以上必ず寿命があります。これは延命をしながらの計画的整備が先ほどの最上位法に基づいてその義務を履行するような形で計画整備がなされてましたかという、こういった質問に御答弁いただきたい。

〇議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

〇教育委員会事務局長（石井純子君）

６番、加藤議員の御質問にお答えします。

吉川歴史民俗資料館の建物については、明治２７年吉川村役場として建築されたもので、明治の洋風建築物として昭和５１年に本町の指定重要文化財に指定しているところです。しかしながら、吉川歴史民俗資料館は昨年の強い雨風の影響により２階テラスの手すりが崩壊しており、今年度にその修繕を予定しております。

今後、まずは平成３０年の文化財保護法の改正による文化財保存活用計画を本町においても町民の方の御理解、また文化財保護委員の方などの御協力をいただきながら策定に向

けた準備を進めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

６番、加藤高志君。

○６番（加藤高志君）

答弁ありがとうございました。

くどくなりますんで申し上げませんが、先ほど申し上げたとおりの努力義務、これに基づいて本来の町民皆の財産であるところを鑑みて、本当の意味での延命、残していかなきゃいけない、管理者以外にも我々の責任もあるという前提で文化財についての計画整備、取扱い、対応についてはいま一度御考慮いただけますよう切にお願いをしておきます。

続いて、同文化財についての質問、これは質問の２番目と３番目、重複を一部しますんで、１つに取りまとめて御質問させていただきます。

まずは、展示物、今まで言ったこの民俗資料館の中にはもうありとあらゆる希少価値のある文化財が保管をされております。その文化財に対して区分ごとによく整理をして、それから説明パネル等を掲げるなどをして、まずは先ほど質問したように町民の周知から着手していただけないかと、かつ県の文化財保護課の方もおっしゃってた希少性もさることながら価値があるんだということをよく鑑みて、観光資源化を図るべく検討できないかっていうのが１つ。一つの例としてどんなものが眠っているのか、恐らく返事は結構ですので、この執行部の方々の中でも大半はもう私はよく見てて知ってるよっていう方は多分少ないんだろうと思います。一番古いであろうもの、この吉川の資料館の中に限ってでいいますと元禄８年、１６９５年当時の古文書です、こういったものも残ってたりとか、当時の吉川郡でしたか、郡制で行政をやってた時代の選挙の投票箱とか、ありとあらゆる貴重なものが、ええって言う、多分中には日本で唯一現存というのも恐らく複数点あるんだと思います。そういったものをよく整理をして、必要なパネル処置とか周知に必要な処置をして観光資源化、まずは町民に対する周知と併せて観光資源化、これを考慮できないかということ。

続いて、町内の歴史民俗資料館というのが吉川含めて全部で３か所ございます。ただ、その中の１か所については学校の中に併設をされてるので、いささか運用には窮屈な部分もあろうかとは思うんですけれども、それを今言った様々な３か所に分散してる吉備中央町民皆の財産である文化財を１回ひもといて、整理をして、要すれば区分分けをする等々をして、この原石に磨きをかけた上で展示掲載、あるいはさっき言った選挙箱一つの例で

すけども、そういったものを使ったら衆議院選挙前とかというもので何か興味を持たせつつそういう目でいい形で見てもらったりとか、啓蒙活動にも使えるような、そんな展示の仕方っていうのも考えるべきではないのかなと。あわせて、余力があるんであれば、中・長期将来にこういったものが専門の歴史伝統のある吉備中央町としての過去の遺産なんですっていう形で、それ専属の資料館というか歴史館的なものをどこかの建物をリフォームをしてっていうことも含めて考察していく価値はあるのかなと、個人的には考えております。その辺について、まず町民に周知させるための手段、施策、それからより資源化をしてインバウンドに持ち込められるような形について今後どうお考えなのか、お答え願いたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

議員御承知のとおり、本町には加茂川庁舎に隣接する加茂川歴史民俗資料館、旧吉川村役場である吉川歴史民俗資料館、豊野小学校敷地内にある豊野歴史民俗資料館の３館があります。それぞれの館内には貴重な文化財、古い農具などを保管していますが、御指摘のとおり必要な整理ができているとは言えない状況であり、まずは整理の方法として１か所に収蔵品を集中させる、または民具、書物などのジャンルに分けてそれぞれの資料館に収蔵品を整理するなどの研究をしてまいります。

今後は町民の貴重な文化財を観光の資源の一つとして捉え、広報紙などで周知を図りながら子供たちにも我が町の文化財を学び伝えていくことなどして、それを真に活用していくことが町、ひいては町民の貴重な財産を守っていることにつながると考えております。実際、私も民俗資料館のほうに入らせていただきまして、本当に貴重なものがあるなと感じたんですが、そのことをまずは町民の方にお知らせする、どこに何があるかということをお知らせするということがとても大事だと思っています。今後はその辺も研究しながら皆さんに周知できるような形で考えていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

６番、加藤高志君。

○６番（加藤高志君）

ありがとうございます。ぜひ、効果的に生きる施策として活用できるように、インバウ

ンドにまたつながるように検討をお願いをいたします。

続きまして、町内採用の重要性について、これは吉備中央町の職員様に関することです。以前にも何度か同僚議員のほうから質問があったと思いますが、今現状町職員の、一般職に限っては約半数近くが町外在住者というふうな状況で構成をされてるのが現状です。振り返ってひもといてみると、２００３年にＳＡＲＳ、２０１０年にデング熱、そして１５年にＭＥＲＳ、韓国で大変でしたよね、それから昨年来２０２０年にはこの新型コロナウイルス、パンデミックは起きてるんです。しかもきれいに５年置きに。ということは、次、５年後２０２６年には何がしかのパンデミックがあるな前提での施策が必要になってくるという頭でもって考えていかなきゃならない。その中で今申し上げた町の職員、これの町外からの通勤されてる職員の比率が一般職で半数弱というこの現状が、何かあったときの即応性、即動性にいかがなものなのか、分析は必ずしなきゃなんないと思うんです。

そこで、それを踏まえて非常時の即応性、それから住民との距離を縮めるということも含めて、行政サービスの向上にも資すると思いますので、町役場職員の町内採用率を重視すべく今後の採用について検討していただけないかという質問であります。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

加藤議員の職員採用に対しての質問ございます。

なかなか重いいろいろ気持ちはございますが、まずは地方公務員の採用試験につきましては、地方公務員法に規定をしております平等取扱いの原則に基づき町内外に広く周知を行いまして試験を実施し、能力の実証により任用するということになっております。このため、町内出身者に限定をした採用試験の実施は地方公務員法の規定に若干抵触するおそれがあります。なかなかこのまま即にというのは難しいと考えます。

しかし、議員が御指摘のように現実は地元から採用される職員が増えることによりまして、今言ったパンデミック以外にも災害等の有事がございます。そうしたことを考えると、やはり身近な職員が多いということにこしたことはないと思っております。また、住民サービスへのきめ細やかな対応もよりできるんだろうという思いはございます。そうい

うような思いはございますが、しっかりと県の人事課等と協議をし、何らか町内採用の率を高めるような方策を検討していきたいと思います。そしてまた、一つには町内の出身の方々が受けていただける、吉備中央町の役場を受けたいというＰＲとかいろいろまちづくりとかということも大事と考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

６番、加藤高志君。

○６番（加藤高志君）

ありがとうございました。地方公務員法等々制約があると重々承知をしとります。

最後に、本当に補足、蛇足になりますが、一つの例の極みとして、自衛隊でいいますと自衛官にはいろいろ義務が課せられてる。その中の一つの義務に指定場所に居住する義務というものがある。これは幹部じゃない限りは、昔でいうと下士官のクラスまでここに住みなさい、そこに住まなきゃならないと、これはもうもちろん災害対処の極みの組織なので即応性を確保するため、例えばそういったやり口、何か工夫をして落としどころというのもあるんじゃないのかなというふうに思います。ただ、今答弁してくださったようになかなか町外からの出動態勢っていうのになると時間のロスというのは当然必須になりますので、その辺の処置は講じていかれるように重ねてお願いをしておきます。

続きまして、災害発生時における町の対処能力向上について。その前に死者、行方不明者４３人を出した、御記憶にあろうかと思います、普賢岳の大火砕流発生から、これまた今月６月３日、３０年を迎えました。この場をお借りして、改めて犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、未曽有という言葉が死語になるぐらい災害が頻発する昨今、備えあれば憂いなしに合致してるのか、この町の態勢が、これを問う必要があると思います。万が一の備えがあれば安心だという意味です。吉備中央町が安全で安心なまちづくり、これを掲げるのであればこそ、備えがなくって憂いてしまったではいけないということです。

そこで質問です。

希望登録制の町民有資格者リストの作成、これをやってみたらどうか。災害有事の際、状況により町民によって機能別救援組織、これ地域別でも結構です、これを編組できるよう有資格者あるいはこういう場合私は何ができるか分かんないけども手伝わせてくださいという希望登録制でリストを作成し整備をして、不測事態の対処能力、これを備えておけ

るように検討できないかというところです。補足しますと、これは吉備中央町版のタスクフォースとでも言いましょうか、有事の際に各地区の防災士、または町の職員の方、これの指揮の下、看護師から保育士、調理師等々有資格者、協力者で必要な救援支援活動を実施して、実際に大規模だった場合に警察、自衛隊から救援部隊が来られる前までの間、あるいは来られてからの間でも、その負担を軽減するという目的もあります。ぜひ町内で眠ってる方々、資格を持ってるあるいはお気持ちを持ってる方々を事前にリスト化して備えておくというようなことは検討できませんでしょうか、お願いいたします。

○議長（難波武志君）

　答弁を許します。

　岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

　６番の加藤高志議員の御質問にお答えさせていただきます。

　災害が発生したときの対応につきましては、基本町において実施することとしておりますが、大規模な災害のときには町のみでは対応し切れません。町では平成２４年度に自主防災組織補助金交付制度を創設し、自治会を基礎単位とした自主防災組織が必要とする防災資機材の整備などに必要な経費を補助し、町内の自主防災組織の育成強化を図っております。また、令和元年度には防災士育成事業負担金制度を創設しまして、地域防災のリーダーとなられる防災士の育成に努めておるところでございます。

　大規模な災害が発生した場合、特に発生直後から町の災害対策本部におきましては大量の情報の収集とその処理、避難所の開設やその運営など、短期間で行わなければならない項目がたくさんございます。その中で自主防災組織や防災士と連携を取りながら災害に対応することは、今現状ではなかなか安易なことではないと考えております。

　加藤議員御提案のように災害発生時に即時に災害対策本部と連携が取れる組織化された有識者等の存在、これがあれば本町の災害対応能力は格段に高まることは言うまでもございません。組織化と申しますのは、例えるならば防災士が各自主防災組織に存在され、町内の全自主防災組織の防災士が一つの組織となって活動する、そういうような意味でまずは各自治体の自主防災組織の中に防災士がお一人でも存在していただくことを望み、今後もさらに広報推進をしてまいっています。

　また、既に町内におられます防災士などの有資格者のお力を今後どのようにお借りすればこれが実現できるか等々、さらに研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

６番、加藤高志君。

○６番（加藤高志君）

ありがとうございます。ぜひ検討いただきたいと思います。これは町の潜在自衛力、これを醸成するとともに町内の各地域の自治力と、それから町自体の完結力向上にもつながると確信をしておりますので、ぜひ検討いただくよう重ねてお願いをしておきます。

最後に、吉川の吉備高原霊園の管理について質問を予定させていただいておりましたが、事前に十分な管理体制を確認をすることができましたので、質問は割愛させていただきます。

時間も少なくなりました。なかなか３回目の質問ということで時間配分の体の中に物差しが入ってないものですから、途中早口になったことを改めてこの場をお借りしておわびをしておきます。

最後に、結言として私のこれまた私感です、私の考えです。人口減少、少子化、それから高齢化です、こういった事ごとを鑑みると、全住民参加、教育だけにとどまらず福祉もそうです、できる者がやってあげる的な全住民参加による自治、これが求められていかれるような時代にもう既に入ってるのか、なるのか、そういうふうに私感としては感じております。ぜひそういった今までの個別サービス、これと並行しつつ、今後は各自治に指向した行政ということも視野に、あるいはスタンダードになるんじゃないのかなということを念頭に置きながら、引き続きやっていただければと思います。

私、一議員としても、それから議員皆さんにとっても徹底的な議論を尽くすという形で執行部の皆さんとともにこのすばらしい宝がもうそこらじゅうに転がっているこの吉備中央町の創生、再生に全力を尽くさせていただきます。引き続きよろしくお願いします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

１１番、西山宗弘君。

○１１番（西山宗弘君）

１１番、西山宗弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせ

ていただきます。

その前に、今同僚議員等からもいろいろな話、この一般質問があった中に、私この時期を迎えますと２０１８年６月２８日から７月８日までに降り続けた西日本豪雨に際しましては、本当に甚大な被害がありました。我が町もそういうことでいろいろな被害があったことを思い出したわけでございます。そのときの人的被害者、死者２６３名、行方不明８名、負傷者４８４名という本当に悲惨な災害でございました。このことを忘れずにという形で以前にもお話をしましたが、天災は忘れた頃にやってくるという話を２遍目するわけなんですけれども、これも物理学者、また防災学者である寺田寅彦先生の言葉のように、本当に人間ちょっと落ち着いてくるとこういうことを忘れがちになるというようなことを教訓にしながら、我が身にも言い聞かせながら今日やっております。そして、先ほど同僚議員の熱弁がございましたように、本当にいま一度私たちも襟を正しながら議会の活動にというようなことを今改めて思うわけでございます。

その中で、今回大きく分けまして３点の一般質問、一括質問でお願いをしたいと思います。

まず、教育行政につきましては、中学校統廃合から７年ぐらい経過をしておりますが、いろいろな諸問題があると思うその中で、教育委員会としての教育現場などへの、要するに現場の形をどのように見ているのかということをお尋ねするわけなんですけれども、この中でも特にこの数年間の中にいろいろな形で町長が施策に上げております子育て支援、住みやすい町はもちろんのこと、子供たちの育成についても本当に育てやすいまちづくりという形でＩターン、Ｕターンの奨励金も含めましていろいろな施策をやっておられます。それに対しましていろいろな転校生や転入生、いろいろな者を受け入れるわけでございます。その生徒に対するいろいろな対処の仕方、いろんな諸問題があることは分かりますが、町長としてもその町長の子育ての気持ちの中に教育行政とは言いながら教育委員会へ丸投げの話ではございません。町長としても子育てという観念から教育に関するそういう考え方というのも町長の言葉をお聞きしたいということで質問の中に入れさせてもらっております。

それから、このいろんな問題でスクールバスになりましたので、登下校のバスでの在り方であるとか、私がここを思いますのに、一々苦言を申し上げるわけではございませんが、いろいろな情報の中にはやはりバスでの生徒の態度の問題であるとか、そういうなことも必ずしも学校の現場の先生方がそれを本当によく知って生徒のためにということを守

られているのかなというようなことを思いながら今回の質問にさせていただいております。

そして、先ほど同僚議員が新しい教育の在り方、これから未来に向けての地域を生かしたいろいろな教育の話がございましたが、しかしながら私はこれに別に反論するわけじゃないんですけども、私は宗教者でございますからいろんな言葉の中をうまく利用してるんかもしれませんが、言葉の中に温故知新という言葉がございます。これは古きを温めてというのは、古きをたずねてというのが温め直して古いものの文化とかいろいろな今までの経験をまた改めて見直しながら、そして新しいものを知っていって新しい行動を起こすというように私は解釈しております。その中でいえば、もともと原点にある教育法っていうものについても時代が変わろうとも学校は子供たちを育てること、そういうことに関しての基本的なものは変わらないと思います。そのことをよく肝に持ちながらこれから子供たちの教育を進めていっていただければという、そういう気持ちをまずお伝えしときます。

それから次に、ワクチン接種の問題についてですが、これも大勢の同僚議員がワクチン接種のことについては触れましたので、また改めて申し上げるのもどうかと思いますが、私はこの中で今回の町の行った接種の６５歳以上の接種については本当に認めるとこが多々多くございます、本当に感謝を申し上げる点でございますが、しかしながら私はやはりこの行政を束ねる町長、そして副町長並びに今日お集まりの管理職であります課長さん、そして職員、それぞれ行政に携わる皆さん方もやはりそれを早く接種をして業務に専念してもらうということが第一だということで、再三町長にも、議会ではございません、別に個人的にも町長早く接種してくださいよと、町長が倒れることによって行政が困惑しますよということを申し入れましたが、町長がいや私がする前にまず町民から、また高齢者からという上手な言い回しかどうか分かりません、がしかしながら、町長の言葉として聞きましたが、私はやはり町のトップである町長から始めてやってもらいたいという気持ちは、これは伝えておきますので、ここから先やられるかどうかにつきましてはなかなか難しい問題がございますが、気持ちはそういうことでございます。

それから、役場の役割っていう、これまた簡単に書いてあるんで皆さん方には意味が分からないかと思いますが、この役割っていうのは当然先ほども町長が言ってた地方公務員法というものが中にありますが、その中でやっていく業務について基本的なものが全てあることは皆さん周知されてますが、しかしながら町民、役場に対してそういういろいろなことをお願いをしたりお尋ねをしたりするその中には、全てが基本どおり分かってものが

やれるものばかりじゃないんです。その中でやはり丁寧な業務として、例えばの話をしますけれども、書類の作成につきまして申請書類がある場合、この書類が一番にこれを申請します、二番にこれをして、この中にはこういうものが必要ですというのはよう分かるんですけれど、申請に行った側はその書類って初めて見るものもありますし、その内容についてもなかなか飲み込むことができない場合があるし、例えば戸籍の謄本１通取るにしても町内に本籍がある人はすぐ隣とか住民課に行けば取れますけど、県外から来られてる人が本籍を取る場合は郵送とかそこへ出向かなければならない、そのことに対してもいろいろな手間暇がございます。それを１回で済むような方法として丁寧にそのことを説明だけでなしに文書に書いてでも、そして発送する手段も全てそういうことをしてあげることも、これは行政サービスの一環であるかなと、これができるできないは別として、そういうことをして、そして町民のためになるようにということを町長にもこれを認識をしてもらい、町長はそのことを分かってるとは思いますが、改めてこのことをお尋ねしたいと思います。

以上、３点の第１回目の質問です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、１１番、西山宗弘議員の３点の御質問でございます。

まず、１点の教育行政につきましては、後ほど教育長のほうから答弁させていただきますが、少し私の考えを言わせていただきますと、まちづくりにおいて子供は宝ということは紛れもないことでございます。そして、子育てしやすいまちづくりをする、そのことは大きなまちづくりの中でも要点だと思ってます。その中でも特に教育行政につきましては安心して教育を受けれる環境整備、これも大事なことでございます。その辺につきましてはしっかりと教育委員会に担っていただきたいと強く思っております。

次に、ワクチン接種、また役場の役割でございますが、ワクチン接種につきましては現在６５歳以上の高齢者の方の２回目の接種が進んでいるところでございます。次回の接種は今回接種できなかった６５歳以上の高齢者の方、また基礎疾患のある方、それと６０歳から６４歳までの方を対象にワクチン接種を行う予定でございます。その後、５９歳以下の方へ順次接種を進めていきたいと思っております。

町長、町職員への接種につきまして大変温かい気持ちのあるお言葉をいただきましてありがとうございます。これにつきましては、やはり急遽キャンセルが発生する場合がございます、どうしても。その場合にはワクチンの廃棄を避けるためにも町職員、まずは接種に携わっている者から順次名簿を作りましてワクチン接種をもう既にさせていただいております。また、私につきましても、副町長につきましても、副町長はもう既に打たれたというような状況でございます。私につきましてもそのような言葉をいただきますが、やはり前の議員にもお答えしたようにしっかりと自分の身を律し、気をつけて、もうすぐ６０歳から６４歳の枠がございます。そのときには早くコールセンターに連絡をしまして、その順番を取りたいと考えております。

また、教職員、保育士、学校等々の子供さんと接する職種の方につきましては、６０歳から６４歳とか基礎疾患のある方の枠をしっかり取ってますので、その枠が多分余裕があると思います。そこにその方々を年齢に関係なくぜひ入れていきたいという思いでございます。

順次、今後円滑に多くの方が早く接種ができるような体制を今後も整えていきたいと考えております。そしてもう一つは、やはり今後ワクチン接種６４歳以下の方の番になります。その方々の接種率、希望率が高まるようにしっかりとＰＲもしていきたいと考えております。

次に、役場の役割につきましての御質問でございますが、行政の業務内容は町民の生活に幅広く関係した多種にわたる分野の業務をすることによって成り立っております。その分野を各課、各部署が担っているわけでございます。このことは関係します法律、条例等によるもので、それぞれその定めに従って迅速、確実に公平に業務を行っていかなければならないと思ってます。しかし、部署が違っても関連している部分も多くございます。例えば議員が言われるとおり一つの申請を行うためにも各部署が扱っている書類を総合的に勘案して事をなさないといけないこともございます。１人の方が来られても各課にまたがるというようなことが多々ございます。そうした中で総合窓口であるとか、それから最初に行った部署の担当が多くの課にまたがる業務をしっかりと把握してそれを丁寧にお知らせするということが非常に大事だろうと思います。特に、言われたとおり町外の方はなかなか１回では分かりにくいことが多くございます。その方についても一辺倒といいますか決まったような対応でなく、しっかりとその人その人の状況等もその職員が把握し、丁寧な対応を今後できるように指導もしていきたいと考えております。一つずつ職員の努力ア

ップ、スキルアップをすることによって、町民の方から本当に対応のいい役場だなと言われるように今後もしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

平成２６年４月に加茂川中学校、竹荘中学校、吉川中学校、大和中学校の４校が加賀中学校に統合されました。これまでに５９６人の卒業生を送り出し、８年目を迎えることができましたことは、ひとえに市域の皆様の御理解と御協力のおかげであると考えており、改めて感謝を申し上げます。

さて、議員御質問の転校生の受入れや支援を必要とする生徒に対してということでございますが、日常の学校生活の中で児童・生徒を注意深く見守りながら変化に素早く対応できるよう校内でのケース会議の開催や保護者との面談などを学校へお願いをしているところであります。

そうした中で、支援を必要とする生徒が現れてきたときには、教職員だけでなくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、保健課などと連携をいたしまして、問題解決に早期に取り組み、多方面からの支援が継続的に行われるよう取り組んでいるところであります。

次に、登下校時のスクールバスの利用状況についてでありますが、町内では登下校や校外行事等で小・中学生の多くの児童・生徒がスクールバスを利用しております。教育委員会としましても、学校長へ事故防止のために乗車の際のルールやマナー、こういったことについて指導を行うようお願いをしているところです。そして、スクールバスを利用する場を活用して、運転手の方などの大人との関わりの中で感謝の心、これを醸成することや、乗車するに当たってのルールやマナーを学べるよい学びの場となるよう指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

１１番、西山宗弘君。

○１１番（西山宗弘君）

今、３点につきまして町長、教育長の御答弁がございましたが、まずは教育行政についい

て私が尋ねましたように町長は全体を含めまして町の方針として子供たちを安心・安全のために育てるということにも希望を持たれてる方針というのがよく伝わりました。ありがとうございます。今後とも、町の宝という言葉がある限り、町長のほうからもそういうことに対して力を入れていただきたいと思います。

教育長の答弁で、今こういう制度というものに対してもまた教えていただきまして、よく分かるんですけれども、やはり転校生、支援を必要とする生徒に対していろいろなワーカーさんがおるとか、そういうなことがあるという制度も分かってるんですけど、果たしてそれをどこで利用するかっていうとこなんです。だからその生徒に対してそれを訴えれる人、自分自身がなかなか訴えれない子供たちっていうのもあるわけなんです。それを見極めるための学校の中の先生方の言わば、失礼な言い方しますけど、先生方の教育につきまして、そういう指導要綱につきましては、やはり教育委員会の方々のいろいろな指導の方法とか目配りというものをしていただきたいということが今回の本来の目的でございます。それを教育委員会に丸投げで全部の責任をという、そういう意味合いじゃなくして、子供たちを守る、よく安心・安全って言いながらも学校の組織とかそういう先生たちの部分をきちっとせん限りにはなかなか生徒を安心・安全っていうわけにはいかないと思います。その部分について教育委員会として今後も一層の努力をしていただきたいということは、これはお願いです。もうこれをどうしますこうしますということではなしに、これはお願いの一環させてもらいますので、答弁は結構でございます。

それから、登下校のバスの状況なんですけれども、これはこれで子供たちに感謝の念とか、そして礼儀とか、そういうものを教える、これはもうごくごく当たり前のことです。今さら言うべきことではない。必ずしもお世話になればありがとうございますとか、朝の挨拶についても会えばおはようございますとか、これは当然のことなんです。それを改めて今ここの教育の中でこれをしますと言うんでなしに、やはり先生たちが現場をよく見るということなんです。言葉だけで聞けばそりゃ一番いいんです。じゃけど、それがなかなかそうはいかないから、いろいろな問題が起きるって言います。その中でバスの中にもドライブレコーダーがあるからこれをっていうような形を学校のほうも言われたことがあるんですが、そんなことで一々ものを確認して証拠をどうのこうのというんでなしに、そういうふうなことがもし話に出れば、先生方も現場とかそういうとこを実際に見ながら、そして改善していくものはそういう改善の仕方であって、何も生徒を戒めてくれという意味じゃないんです。そういうことがないようにしていくのも学校の努めであるということが

申し上げたかったんでございますんで、よろしく、これも新しい教育長さんに答弁を求めようっていうのはおかしなんで、新任の教育長さんですから今後のことを期待をしながらという形でお願いしたいと思います。答弁は結構です。

それから、ワクチン接種について町長、ものの順番性的なものっていうのは町長の意向はよく分かるんですけど、私にとって町長、町民にとっても皆さんにとってもそうなんですけれど、指揮命令っていうことがありまして、必ずトップに立つ人が、今回の接種についてです、それは制度で出来上がるにしても町長の指揮によって皆動いてるんです。その町長に倒れられると困るんです。だから町長、一番に受けてくださいっていう意向だった。町長は立場を利用して先に受けたということにいろいろな問題を言われる人がおりますけど、それは間違いです。指揮命令をかけるそのトップの人が一番最初にそういう完全な状態かどうか分かりませんけど、そういうことでものを執行していくのは、それも一つの役目だということを認識してほしいから言ったわけで、別に町長にこびを売るわけでもなければお上手を言うわけでもありません。町長は倒れてしまうと困りますっていうことなんです。だから、その代表者である責任としても町長がまず受けるべきだろうということで再三申し上げたということをいま一度認識をしていただきたいということです。順番性とか町長のそういう気持ちはよく分かりますけど、私たちが思うにはそういうことがあるから町長にということを言ったわけでございます。それもお願いします。

それから、役場の役割についてなんですけど、当然指導のほうもやってられると思うんですけど、その部分で決まりは決まりなんですけど、やはりその中にも臨機応変っていう言葉は失礼かもしれませんけど、職員の中でもできることがあると思うんです。それを活用してほしい、そして一つにはいい例を挙げますと、例えば保健福祉包括と並んでますけど、それは例えば１か所についても結構連携的に全てのことが聞けるんです。返事もすぐ聞けるし、そのまま順番に尋ねていって答えが戻ってくるという、同じようなあれじゃからということもあるけれども、そういう連携については私はいいなという評価はしております。今後も一層そういう連携をしていただきたいなという思いがいたします。

そういうことで、町民のために一生懸命業務のほうに励んでいただきたいなという思いがします。今回はもう大勢みんな同じような問題があったんであまり質問というのも何ですし、時間が来てみんなもあれかなと思いますが、教育行政については結構なんですけれども、最後にすみません、町長、この役場の割合についてしつこいようですけれども町長からもう一度こういうことについてはこういうにというような言葉をいただけたらと思い

ます。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もうまさしく公務員、書いてありますとおり、町民の方への公僕というような思いを持って一人一人の親切味を出す。本当に担当じゃなくてもちょっとこのことをやってあげたらここで済むと、という、優しさだろうと思います。その辺をいま一度私も含めて皆がその気持ちを持ってその業務に当たっていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

１１番、西山宗弘君。

○１１番（西山宗弘君）

それでは、一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後１時まで休憩します。

午前１１時５０分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次、発言を許します。

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

５番、山崎誠です。発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。

今回はコロナ感染拡大の影響による諸問題について、それから福祉移送サービスの様々な課題について、あと交通支障木の伐採についての方法についての質問をさせていただきます。一問一答方式ということで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたしま

す。

まず、コロナのことに関しては同僚議員が多く質問されておられますので、できるだけ重複のない範囲でお答えをいただければと、このように思います。

私のコロナ感染拡大についての質問は、まず多くの会議等々が中止、あるいはイベントも延期等々されておりますけども、町民に直接関係が深い特定健診であるとか触れ合い交流事業であるとか、介護予防カフェなどありますけども、それの様々な中止あるいは延期になったことの影響と、もう一つなかなか町民は見えにくい行政固有の事務がありますが、そのあたりの行政執行に関わる事務についてなかなか町民や私たちにも見えないものがありますが、全てそれをお話いただいたらとても時間も足りません、執行部も大変だと思いますので、主なものについてそのような行政固有事務と町民の関わりあるものについて、同僚議員のお答えと重複しない範囲でまずお答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、５番、山崎誠議員のコロナに関係する延期または中止をされた事業等々の影響でございますが、高齢者や基礎疾患を有する方などは新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが大変高いことから、触れ合い交流事業、集いの場、認知症カフェに対しては５月１７日の緊急事態宣言が発令された日から事業の自粛をお願いしているところでございます。また、言われた特定健康診査につきましては、個別検診は予定どおり実施をしておりますが、集団検診につきましては中止とさせていただきました。事業が中止となったことにより、人と人との交流の妨げとなってしまったり、健康を確認する機会を逃がしてしまうということになったかと思います。また、もう一つはやはり運動をする機会を失ったということも大変大きな影響だろうと思っています。今後はそのような認知機能、運動機能の低下が大変心配でございますので、それを回復するような取組も必要ではなかろうかと考えている次第でございます。

また、行政全般的な影響につきましては、目に見えないものがございますが、一つ一つにつきましてはそれをいろいろとカバーしていただくように職員等々にはお願いをしているところでございます。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

町民に関わりのある様々な事業について大まかなお答えがございましたが、町の行政事務、具体的には予算についての予算の執行状況について、コロナで様々な外部の県とかの機関とか、あるいは今回のワクチン接種でたくさんの人も、先ほども町のワクチン接種については大変スムーズに流れているということで高評価を得ているようでございますけども、そういうところで職員も随分割かれていると思うんですが、そのあたりの予算に対する行政の様々な固有事務の執行については何か大きな影響は出てないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かに人と人が接しての会議等々は全くできなくなりました。その辺は事務の流れに何ぼか影響が出るんで、ウェブ会議等々で今済ませています。そして、多くの職員がワクチン接種のほうにも携わざるを得ません。そうしますと、自らの業務が停滞するということも考えましたが、本当にありがたいことに多くの職員が残業をして、自らの仕事もあまり影響がないように努めていただきました。５月の出納閉鎖も本当にやっと乗り切ったというところでございます。また、事務事業そして工事の発注等につきましても大きな影響は今のところ聞いてはおりません。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

少し安心いたしました。というのは、これは改めて議会の役割のイロハですけども、我々は条例の制定、改廃、それから予算をどのように編成するのかということをチェックし、その予算に基づいて適正に行政執行が行われているのかということを議会としてはチェックする機関でございますので、そういう意味でコロナが大変で本当に緊急事態でございますけども、それによって粛々と行うべき行政事務がもしも滞っているとしたら、それは町民生活にも別の面で影響がございますのでお尋ねをいたしましたが、少し安心いたしました。

あと、先ほども御説明があったような特に町民関連の認知症予防カフェとか触れ合い交

流事業とか、特定健康診断については先日の同僚議員の質問の答弁の中で状況を見ながら個別検診をやってるけども、集団検診については状況を見ながら再開するようにお答えをいただきましたけども、今後、今日の新聞報道を見れば岡山県はどうも２０日で緊急事態が全面的に解除される方向だということでしたが、様々なそういう行事、イベント等々について今後それぞれが再開されるとしたら、どのようなガイドラインというか、例えば緊急事態宣言等々ではステージ３とかステージ４とかと言うてますけども、具体的なそういう指標というものは何か町としてはあるんでございましょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言われたとおり６月２０日から多分この緊急事態宣言解除になるように今日国のほうでも決定されるようです。それに伴いまして、岡山県におきましても対策本部が開催されます。そして、町としても対策本部を開く予定で決めております。そうした中で、今までいろんなことで御不便をおかけしていました施設等々の利用を広げていくということになろうかと思います。そのマニュアルにつきましては、これはもう県のほうも出してます、国も出してます。その方針を基に町の対策会議で検討し、それぞれ決定をさせていただきます。また、学校とか幼稚園、保育園等々の閉めるとか開くとかということはおおむねマニュアルをつくっております。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

そのマニュアルについて大まかに、いわゆる緊急事態宣言とか蔓延防止については新聞報道でこういうことをやってます、ステージがどうとかというてありますけども、町で我々として、私が特に関わっております一つの事業では介護予防、集いの場があるんですけども、同僚議員も質問されたと思うんですが、やっぱり執行部からもお答えがあったように一月してないと歩けなくなったとか、いつからやってくれるんじゃろうかという声もいろいろ聞くんです。その場合、我々としては、いや取りあえずマスコミ報道である緊急事態宣言がということで言ってるんですけども、町として何かそういうふうな具体的にこうこうですと、もう国、県のマスコミ報道にあるようなガイドラインだけですとかという

ことなのか、あるいはもうこういうふうにしてるとか、今本当にありがたいことに町内の感染者数も８で止まってますけども、そのあたりまた出たらどうなるのかということについて、非常に大まかで結構ですので町民に対してこういうことになったらもうやっぱりやめんといけんのじゃなということを少しお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

基本は小さいマニュアルというのはそういういろんな行事についてはつくっておりません。これはあくまでも国、県の指導の下、そのレベルの範囲でさせていただきます。ただ、吉備中央町の場合は岡山市、倉敷市、総社市が近いです。交流も多いです。ですから、ある程度命を守る対策として厳しめにさせていただいております。今回は緊急事態宣言が解除された暁には、対策本部で決めますけど、大方の集いの場等々については運動もしていただく、また人と人との触れ合いが必要ということから、開けるといいますか実施するような運びになるんだろうと思います。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

繰り返しですが、その今のような６月２０日の県の緊急事態が解除されて、様々な町民関連のものが今後状況を見ながら再開されると、もしこれは不幸なことにというかもし残念なことに感染者がもし町内で出た場合は、それは対策本部でもちろん諸般の状況を見ながら検討されると思うんですが、その場合は今回の緊急事態宣言下における様々な行事やイベントが中断になったように、もし町内で残念な感染者が出た場合は、これはもうそういう様々な行事も一斉中止とか延期とか中断とかということになるんでしょうか、ならないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

感染者が出るようなことがあってはいけないんですけど、感染者が出たとき、ただ感染

者の状況です、クラスターが起こりやすいとこで起きたか、じゃあなくて単純に個人として１人の影響で済むとか、そういう状況が全く違うと思います。その辺の状況をしっかりと把握し、判断をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

分かりました。というのも、様々な行事をやってたり幾つかの会議も書面議決が来とるけど、これはこれでええんじゃろうなとか、いつ再開されるとか、再開されたらどうなるんだという問合せが結構あるんです。そのときにミスリードといいましょうか、適当なことを答えてはいけないので、今のようなお答えを聞いておくと対策会議で総合的に判断するということも言えますので、あえていろいろお聞きしました。

そういったコロナの、特に子供たちへの影響って、これは同僚議員も先日質問しておりましたけども、どうしても日本社会では同調圧力といいましょうか、マスク着用ということが、これはもう一定の感染防止には効果があると言われておりますけども、これから暑い時期を迎えます。先日もまだ因果関係が特定されてはいませんが、体育の授業で死亡事故もあったということで、先日もそういうことは文科省も新しい見解を出してますけども、強制はしないというふうになっておりますけども、それは後追いとして、その前にまずちょうど１年前ですけども、教育長が就任される前に休校、全国的になりました。前の教育長の答弁では、それはおおむね前年度で解消したという答弁をいただいておりますけども、現在見て小・中学校の授業です、決められたカリキュラムとする授業については現在遅れが少しでもあるのか、それとも影響はもう全く解消されているのか、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

５番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校の授業への影響につきましては、今年度については政府から一斉休校の求めはなく、感染予防対策の必要が生じた一部の学校を臨時休業として御心配をおかけしましたが、それ以外には通常どおり授業が行われております。

臨時休業を行った学校においては夏期休業を短縮し授業を行うなど、学習の遅れなどは生じないよう配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

今年度ちょっと感染がありまして１週間ほど休校する学校がありましたけども、それは夏休み等々の対応でもう学習遅れについては解消されるというふうなことでございますので、これについては決められた教科にのっとってやっていただきたいと、このように思います。

それから次の質問ですけども、これは大人もそうですけども、巣籠もりというようなことで表現されてますけども、自粛生活がずっと続いて、特に外でいろんなことで体を動かして発散したいというような年代にある子供たちが、これは私も直接自分に今小・中学校の子供がいないんで分からないんですけども、マスコミではもう様々な目に見えないストレスがかかっていると言われて、報道もされておりますけども、町内ではそういうふうな明らかにコロナによる影響としてストレスがかかっているとか、あるいは直接関係があるかどうか分からないけども、そういうふうなストレス等々で不登校とかということが生まれているとか、町内についてはコロナ禍の影響について現在分かっていることがございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

心身変調への対応についてでございますが、現在のところ新型コロナウイルス感染症対策に伴う運動面などの制限によりストレスがたまり心身に変調を来す子供が生じたとの報告はありません。このことは、運動面などの活動が制限される中でも休憩時間を活用して積極的に外遊びを推奨するなど、教師と共に活動していることなどがあるからです。

また、各学校で県保健体育課が主催するみんなでチャレンジランキング　ｉｎ　おかやまっていう事業を実施しておりますが、これに参加をしており、例えば縄跳びやバスケッ

トボールシュートゲーム、ドッジパスラリー、ボール渡しなどがありますが、その中には町内の小学校が上位に入賞している例もあるなど、教育現場での創意工夫、たゆまぬ努力により不登校の児童・生徒は増えていないものと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

先日もストレスが大きな問題になってる事例はないというような答弁もございましたし、さっき新たにみんなでチャレンジということで体を動かす機会を創意工夫でやってるということでしたが、特に私らでも大分年齢を重ねましたけど、小さいときの記憶とか、もちろん非常につらい記憶はトラウマとして残りますし、いい記憶は自分が何かをするときの大きなモチベーションになると思うので、特に小さい子供たちへの心身への影響を考えて創意工夫をして、コロナ禍であっても本当に伸び伸びと育つような教育環境を整えていただきたいと思います。

それと関連してですけども、いろんな縄跳びをやったりいろんなことをやってるというふうにお聞きしましたが、その場合の先日も同僚議員が質問したマスクの着用なんですけども、改めてお聞きしたいのはもちろん答弁で文科省の新しい見解でも強制はしないということになっておりますけども、教育長は各現場を全部見て回られてるのかどうか分かりませんが、実際にそういう指導があっても現場ではどうなっているのか、先ほど冒頭ちょっと触れましたけども、みんなマスクをするからどうしてもしとかなきゃいけないとかというような無言のそういうこともあると思うんです。それがもちろん蔓延防止には効果があるとしても、それがために心肺の機能がまだ十分でない子供たちが大阪の不幸な事故のようなことになってもいけないので、そのあたりの現場の指導方についてはどのように行い、またどのように徹底をしようとしてるのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えします。

体育授業及び部活動などの運動時のマスク着用の指導につきましては、先ほど議員おっしゃられたように文部科学省からの指針にのっとりまして運動時にはマスクを外して、その場合には十分な距離を取ることとし、近距離となるような運動は避け、不必要な会話や発声を行わないよう指導するなどの対策を十分に行うようにしております。

また、熱中症事故の防止などを含め学校へは授業前に児童・生徒の健康状態を十分把握し、体調が優れない児童・生徒へは運動への参加を見合わせるなど、安全対策には十分努めるよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

今の教育長の答弁にあるように、現場の先ほど様々な対策についての創意工夫とおっしゃっておりましたけども、そういうふうに指導しておりますだけではなくて、それがちゃんと徹底して、本当に子供たちが安全で伸びやかに送れる学校環境、教育環境を現場を見ながらぜひともつくっていただきたいと、このように強く思いますので、新しく教育長になられて、これから町内小規模校が多いですけども、目配せ、現場にも足を運んでいただいて、ずっと長年教員生活をやられて非常に造詣の深いお立場だと思いますので、ぜひとも力を尽くしていただきたいと、このように思います。

続いて、次の質問ですけども、福祉移送サービスについてでございます。今年度から運行の主体が社会福祉協議会から民間のタクシー業者に委託先が移ったということで、幾つかそのことの影響と思われる声を聞いております。そのことについて経緯とか運用の実態について少しお尋ねをいたします。

まず、登録者数でございますが、現在の、これは登録制度がもちろんありますけども、登録者数は前年度と今年度はどのような変化があるでしょうか。また、それぞれ透析とか民間の病院とかありますけども、そういう利用状況についての変化がその委託先が変わったことによってあるのかどうか、まずそこをお知らせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

５番、山崎議員の質問にお答えします。

今年度４月の登録者数は４８名です。４月の運行状況ですが、人工透析の通院は５名で、延べ４６回、その他通院等での一般利用は１２名で、延べ５７回です。なお、昨年４月の登録者数は４３名で、現段階では１か月分のデータしかなく比較は難しいですが、人工透析以外の通院等での一般利用は増加している状況です。

今年度から利用者を要介護１以上とし、要支援１、２を除外した理由としましては、ふれあいタクシーやデマンドタクシーなど町の交通施策の充実により外出支援ができることが上げられます。要支援１、２の方については地域包括支援センターがケアマネジャーを担当していますので、福祉課内で状況を把握することが可能です。要支援者の状況に合わせて町の交通施策を利用し、外出していただけるよう支援をしてまいりたいと思います。また、現在要支援者の登録者数は８名です。この８名は前年度以前に登録された方で、経過措置により引き続き利用できることとなっております。現在のところ新たな要支援者からの問合せはなく、利用状況に大きな変化はございません。

以上です。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

まず、登録者数を改めて確認したいんですが、現在４８人と言われましたが、この中には要支援者が含まれているんでしょうかということが一つと、それからこの要支援者、いろいろ仄聞するところによれば、今年度は継続で行くけども来年度からは駄目だとかということも聞くんですが、その扱いはどうなってるのかと、その扱いの内容を聞いてからですけども、実施規則との整合はどうなるのかということが一つです。それからもう一つは、４８名で前年度は４３人だと聞いたんですけど、私が調査したときには１０月末現在５４人と聞いてるんですけども、これはどちらが正しいのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

まず、４８名の中に要支援者は何名いるのかというところでございますけども、４８名

の中８名が要支援者となっております。この８名の今後の扱いでございますけども、実施規則によりまして前年度以前に登録をした要支援者については引き続き利用ができるという規則になっておりますので、今後８名の方についてはたとえ要支援者であったとしても今後引き続き利用が可能となっております。

それからもう一点、１０月現在で利用者５４人と聞かれてるということでございますけども、この福祉サービスの更新期間というのがありまして、福祉移送サービスの更新期間は毎年４月１日に始まって３月３１日までということになります。例えば3月末時点で施設入所などで必要なくなった方については、次回の更新はしません。したがいまして、更新時４月登録者数が一旦減り、月を追うごとに増えていき、３月末時点でその年度の最大登録者数となります。そういった意味で１０月末は５４名ということになったと思います。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

私が聞き取りした５４名が間違いないのであれば、細かいことを言いますけども、一昨年度の４月は３８名だった、それから増えて５４名になったと。昨年１０月の時点で５４名がこの3月の時点で４３名になったんですか。そういうふうになったとしたら、それはなぜ、昨年の４月１日の時点から１０月は１５名ほど増えたと、それがまた減ったというのは、この減った原因は何なんですか。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

先ほど申し上げました前年度４月時点の登録者数が４３名というふうに申し上げたと思います。令和３年４月現在が４８名ということでございまして、この間に４３名から5名増えてると。ただし、先ほど申し上げましたように更新の時期が４月となっておりますので、３月末の時点では、令和３年３月末です、５８名でございます。ですから、先ほど言われましたように１０月時点で５４名というのもそうなのかなというふうに思いました。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

ですから、３月、数字がごちゃごちゃした年度とかというのが分からんですが、前年１０月５４名で現在４８名になっとんですよね、要支援者、その前までに登録してる人は一応オーケーということで４８名になってると。その減った原因は何ですか。減ってませんか、だって１０月末現在が５４名いたんですよ、それがその半年後に減って、現在というのは４月１日時点と、それから今現在４８名だということですけども、１０月から明らかに減っている、これはどういうような理由があったんでしょうかということ。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

繰り返しになりますけども、登録は４月１日で登録すると。その期限は３月３１日までということになります。ですから、登録時点では正味前年から持ち越された必要な方が登録されます。その後、月を追うごとに登録者数が増えていきます。３月末時点で最も登録者数が多くなります。４月１日時点でまた更新をする方については減るということですけども、それは例えばお亡くなりになられたりとか施設入所によって一旦は４月の頭に減ると、また新たな方が登録されていくということの繰り返しになります。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

いや、これは後の質問にも関係あるので、そこを正確にお聞きしたいんですが、亡くなる方があって減るというのはもちろん分かります。年度の初めから少しずつ増えていって、また更新でそのときに亡くなる方があって減る、あるいは施設入所があって減る。今回の場合はそういうことで減ったんですか。施設入所やお亡くなりになって減ったんですか。それ以外の理由はないんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

私が把握してる限りでは、その２つの理由で減っております。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

分かりました。私が聞いとんとちょっといろいろ、それはいろいろ。

次の質問なんですけども、この事業については先ほど要支援者のことの扱いが出ましたけども、いわゆる介護保険法にいう要介護１以上とか身体障害者手帳、それから人工透析の方々が限定された対象者なんですけども、こういう人は交通機関を利用する場合、普通というのはあまりよくない表現かもしれませんが、非常に健康だけども移動手段がないという方とは違うんです、心身にいろんな不調を抱えている。そういう人の場合、もちろん実施要項では必要な場合、透析の場合はもう定期的にやられますけども、どうしても緊急の場合とかというのが発生しやすいわけなんですが、３日前ということが予約の原則になってますけども、そのあたりで本当に困って会員になってるけども、頼んだら３日前だからもうそんなの全然規定に反してるのでできないよと、先ほど申し上げましたように本人が別に意図的じゃなくてどうしてもならざるを得なかった。以前だと、ここを言いたいわけですが、いろんなケアマネジャーとかいろんな福祉関係の人のネットワークでその当該の方の状況が分かっていろんなことが対応できていた、それが今回委託してそこのところのネットワークといいましょうか、情報共有が十分でなくて、もう規則どおり切られていくというような声も聞いておりますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

山崎議員がおっしゃられたように、予約に際しては利用者の状況に応じた車両を確保するためにも利用日の３日前までに予約をしていただくことを原則としています。定期的な通院など利用日があらかじめ分かる場合には３日前によらず早めの予約をお願いしているところです。

また、体調不良による急な受診等については移送中の急変や病院内での介助を要する場合も考えられます。このような場合、福祉移送サービスでは対応することが困難なケースもありますので、引き続き利用者には日常生活における外出の一助であることを御理解いただくよう努めてまいります。

今後、利用者の増加も見込まれますので、福祉移送サービス事業実施規則に従い、公平で適正な運行に努めてまいりたいと考えています。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

誠に行政マンとしては１００点満点かと思いますけども、実際この福祉移送サービスを利用されてる方は本当に心身不安定な方が多いんです。そういうふうな今のようなことの場合は救急車を呼ぶとかいろんなことがあると思うんですが、しかしそこまで至らなくても家族とかいて急に何かどうしても移送サービスを使いたいと思ったときは、先ほど言うように行政内、社協とそれからこちらの包括とか、いろんなところの福祉課との連携でその人の状況を見ながら対応できたというふうに私は聞いてるんですが、それが民間業者に委託になってできないという、全てができないかどうか分かりませんけども、できないケースもあると、このあたりの情報共有と個別のそういう人方との連携は十分取れているんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

利用の登録におきましては、必ず福祉課の職員が自宅を訪問し利用者や家族と面会を行うとともに、自宅への進入路の状況把握等を行い、その情報はタクシー事業者へ伝えます。必要に応じてタクシー事業者が事前に確認に行くこともあります。

また、福祉課とタクシー事業者は常に情報共有を行うため、定期的に連絡会を開催しております。そこでは利用者の状況やニーズの把握、福祉事業としての利用者への対応などを協議し、全ての事業者に同じ対応で運行できるよう努めています。さらに、特別な支援が必要な方につきましては、必要に応じてタクシー事業者と医療機関なども加えてケア会議を行うなどして、一人一人の特性に応じたきめ細かい配慮に努めております。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

これは本当に真剣に考えられてもちろんくださっとると思うんですが、登録時の様子はもちろん登録時に必要です。先ほど申し上げましたように年を老いていくとか障害者手帳をお持ちであるとかというのは、日々状況というのは変化していくわけです。１年前に登

録したからずっとそれが１年間恒常的に継続するわけではないです。そのところをケアマネジャーとか福祉中心に見回りとか様々なことをやってるわけで、どうもそのあたりの連携について私は非常に不安を感じています。

だから、そのあたりについてやりますということですけども、これは本当に利用者の状況を見てただ会議でやればいいというものではないということを改めて申し上げておきますが、そういう意味でこれが社協から委託されたときに、これは社協がもう対応できないからと思ったんですか、その点は社会福祉協議会がこの移送サービスについてもう福祉移送サービスはできないというふうに言われたのか、それとも何らか別の理由があるのか、そこのところをお答えください。

というのが、これは単なるタクシーなり予約して呼んで来る、移送するというのは、これは私から見たら、言葉遊びに取られたら困るんですが、これは福祉移送サービスではないです、単なる移送サービスなんです。福祉というのは非常に広い抽象的な分野を含んでますけども、今の登録時にこういう状態であったからそれがずっと続くんではなくて、本当に不安を抱えていて緊急の場合もあるという福祉移送サービスです、しかもそれは障害者の手帳を持ってるとか要介護であるとかというようなから体に非常にハンデを抱えてる方を相手にしてるわけですから、そのような意味で社協からなぜ移ったのかということと、それから今後情報共有をしながらそういう利用者の状況把握をただ会議でこうだからということでなくて、日々確かめる必要があると思うんです。そのあたりについてはどうお考えか、お答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

まず、社協のほうからの依頼によってでしょうかという御質問があったと思いますけども、それはそうではございません。あくまで町の交通施策の中で総合的に判断されてこのような形になったものでございます。

あと、情報共有のお話でございますけども、先ほど山崎議員がおっしゃられたように引き続き常にそれぞれの方の特性なりを把握するということは非常に必要なことかと思いますので、常に我々とケアマネジャー、そして事業者が情報共有をしていきたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

委託先がどうのだというのは、これは町の判断もあると思うんで、先ほど冒頭課長のほうからは総合交通政策、公共交通施策の中で策定というか、なったんだということもお聞きしました。ただ、利用者としては先ほど繰り返し言いましたけども、これは大きな身体的なハンデを持ってる方が利用される福祉移送サービスなので、日々そういうふうな体調の変化とかあるので、そこのところを役場とは違う民間に委託したということになれば、どうしても事務的な連絡とかということがおろそかになりがちだと、なっていくとは申しません。そのところを十分注意して本当にそういう多くのハンデを抱えた方の身になった、単なる移送サービスではなくて、福祉移送サービスという位置づけをもう一度しっかりとやっていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

最後に、交通支障木についてでございますけども、これは私が釈迦に説法で言うまでもなく、この町へ来て本当にこの町の道路は最近よくなって、狭い道路から広い道路まで本当に縦横に、この地形もありますし、走っております。その道路管理は本当に大変だろうと思います。

その中で、補修、一円舗装等々とか補修についてはいろんな予算もつけてやっておりますけども、前々から同僚議員も皆さんお気づきで指摘もされておりますけども、交通支障木の伐採でございます。これから、今もうちょうど６月、新緑がどんどん出て枝が伸びておりますけども、現在この交通支障木の伐採については住民課が所管している自治会への除去事業、これが予算ベースが６００万円ほどついております。それから、建設部が所管しております町道等の支障木というのが予算ベースで２００万円ほどついているようです。それから、農林課が広域農道を中心に様々な管理業務をやっていて、これは予算書では1，９２２万円ほどついているんですが、支障木の伐採ではそのうち少ししかついてないということをちょろっとお聞きしておりますけども、いずれにしても８００万円少々で支障木の伐採をやってるんですが、様々な支障木についての苦情があります。１つはカーブにおける見通しが悪いということと、それから大型車が通ると車に当たるということがあるんですけども、そのあたりの、これはどちらがお答えになってくださるんか分かりませんけども、支障木に対する現状の認識、それから対策をどのようにしようとしてるのか、今の予算ベースではそうなっておりますけども、それ以外何か考えておるのか、もう

これはこれでいいのか、もうしょうがないんだというふうにお思いなのか、そのことをまず最初にお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

　答弁を許します。

　髙見建設課長。

○建設課長（髙見知之君）

　５番、山崎議員の御質問にお答えします。

　現状の認識としましては、議員御指摘のとおり支障箇所は年々増加しているものと認識しております。そのため、交通支障木伐採除去事業補助金の予算措置は年々増加しております。補助金の対応状況につきましては、予算補正等により年度内に申請されたものはほぼ完了しております。今後も地域通行の安全のため、要望等に応じて対応したいと考えております。

　また、特に御指摘のありました広域営農団地農道等の町が管理する一定要件農道は、広域農道吉備高原線をはじめ奥吉備街道など全１１路線、総延長４７キロあまりを管理しております。特に広域農道は交通量も多く大型車両も頻繁に通行しており、場所によって通行に支障となる箇所もあることは確認しております。各路線とも枝葉が茂る春から夏にかけて交通の支障となる箇所を確認し、伐採計画を立て、予算の範囲内で緊急性の高い箇所から伐採業務を実施しております。また、緊急的に伐採しなければならない箇所については適宜対応しております。

　今後は予算の追加増額も検討し、緊急性の高いところから対応してまいりたいと思います。

　以上です。

○議長（難波武志君）

　５番、山崎誠君。

○５番（山崎　誠君）

　適宜対応してくださってるということでございましたけども、我々車で走ってる者から見ると、適宜対応が十分できているとはどうも思えないと。先ほど申し上げました道路補修に関しては毎年３，０００万円ずつつけておりますし、草刈り業務についても定期的に、ちょっと回数が減ったと思うんですが定期的にやっております。支障木については予算、これから必要があれば増やしていくと言いますけども、自治会でやってる業務という

のはあまり大きな木は危なくて切れないところもあるんです、限界がある。民間に出している建設課のそれというのは予算的には非常に多くないということを鑑みますと、やはり支障木についてはもう少し、認識は十分お持ちだと思うのでしていただきたいんですが、そこで私が本当に専門的でないんですけども、この近年というのは七、八年前からでしょうか、様々な業者が、中電工であるとか吉備ケーブルもそうですけども、自分たちの所有する送信線、電線にかかるものは高所作業車で作業してるんですけども、そのようなものについて効率的、機動的にやるためのそういうふうな機材の導入ということのお考えはないんでしょうか。また、それは効率的なのか、それとも大きなネックがあるのか、そのあたりのお考えをお尋ねしたいと思います。

〇議長（難波武志君）

答弁を許します。

高見建設課長。

〇建設課長（髙見知之君）

高所作業車による支障木伐採は、作業効率もよく安全面でも大変有効と思われます。しかし、町職員での作業となりますと高所作業車の操作講習や安全講習等の受講及び伐採時の作業員や交通誘導の人員確保も必要となります。人員確保や高所作業での安全面から町職員での作業は現時点では難しいと考えております。

また、高所作業車の導入については、作業車の規格や仕様にもよりますが、作業高が５メートルから９メートル程度の作業車購入であれば価格が８００万円から１，０００万円程度、またリース車であれば１日３万円前後と聞いております。今後、高所作業車の導入については予算面、作業量、人員確保、安全面を考慮して難しいと考えます。

以上でございます。

〇議長（難波武志君）

５番、山崎誠君。

〇５番（山崎　誠君）

高所作業車導入についての様々な課題についてはお聞きします。それも予算ははじいてませんけど大体分かります。大体１，０００万円近くするというのは聞いておりますので。ただ、今道路補修班というのがありますね。だからそれは制度として、これから雨が降ると本当に枝葉がずっとセンターラインをかなりオーバーしてるとこがたくさんありますので、今の答弁で私は大変落胆をしておりますけども、よく検討していただいて、高所

作業車ありきではないんですけども、一番機動的、それからコスト面でも安くかつ支障木がなくて交通支障がないようなことをしていただきたいと思いますし、人員についてもそれはやる気になれば何でもできるので、そのあたりのことについても状況を見ながら支障木の伐採について努力をいただきたいと、このように思いまして、私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

　これで山崎誠君の一般質問を終わります。

　これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

　お諮りします。

　明日６月１８日から６月２１日までの４日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

　異議なしと認めます。したがって、６月１８日から６月２１日までの４日間休会とすることに決定しました。

　本日はこれにて散会とします。

　御苦労さまでした。

午後　1時５５分　　閉　議